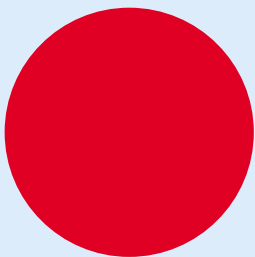


NIHSEN  
KENSHIN



【香川県立亀鶴公園】

平成25年度 上半期 ミニディスクロージャー誌

## 香川県信用組合の現況

好きです ふるさと 心のふれあい大切に



## “けんしん”の事業方針

### ●● 経営基本理念

けんしんは、ふるさと香川の人びととの  
心のふれあいをたいせつに、  
豊かな地域社会づくりに奉仕します

地域社会（香川）とともに発展し、豊かな地域社会づくりに奉仕していく「こころ」を忘れず、「お客さまの心のふれあい」をもっとも大切にする私達の願いです。

### ●● コーポレートスローガン

好きです ふるさと 心のふれあい大切に

コーポレートスローガンはふるさと香川に基盤をおき、ふるさとと共に発展していこうと願う私たち“けんしん”の熱い思いであり、私たちの行動指針となるものです。

### ●● 経営基本方針

① “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに奉仕できる金融機関を目指します。

② “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。

③ “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに、よりよいサービスを提供できる金融機関を目指します。

# 地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢

## ごあいさつ

平素は、“けんしん”に格別のご支援とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

皆さま方に対し、地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢をより深くご理解いただくために、平成25年度上半期の事業内容と経営の基本方針等を取りまとめた「香川県信用組合の現況(ミニディスクロージャー誌)」を作成しましたので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

平成25年度前半のわが国経済は、昨年12月に発足した安倍新政権により、デフレ脱却を目指した異次元の金融緩和政策など、三本の矢による経済政策が矢継ぎ早に打出されたことなどから、有価証券市場の好転とともに、緩やかながら回復しつつあると感じております。

また、平成25年9月には2020年東京オリンピック開催が決定し、東京圏を中心とした土地開発や各種のインフラ整備をはじめ、経済への波及効果も大いに期待されており、財政健全化の側面より、平成26年4月からの実施が見込まれている消費税引き上げによる景気の腰折れが懸念されておりますが、政府の強い主導のもと、デフレ脱却が図れるものと信じております。

このような状況のなか、平成25年9月期決算は、当組合の主要取引先であり、また、地域経済を底辺から支えている中小零細事業者の皆さまや個人のお客さまに対して、可能な限りの金融支援、経営支援に取組んでまいりました。その結果、業容面、収益面ともに概ね計画どおりに進捗しているほか、自己資本比率も、念願の8%台を確保することができました。

下期においても、役職員が一致団結して、利益計画達成に取組むとともに、より一層の経営の健全化を目指してまいります。

平成25年11月

理事長 国 東 照 正

## “けんしん”の概要

(平成25年9月30日現在)

名 称	香川県信用組合
理 事 長	国 東 照 正
本 店 所 在 地	香川県高松市亀井町9番地10
創 立	昭和27年10月22日
出 資 金	25億14百万円
組 合 員 数	37,944人
自 己 資 本 比 率	8.15%
預 金 量	1,187億65百万円
融 資 量	687億97百万円
店 舗 数	18店舗
役 職 員 数	187人
営 業 区 域	香川県一円

## CONTENTS

“けんしん”の事業方針	
◆経営基本理念	1
◆コーポレートスローガン	1
◆経営基本方針	1
地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢	
◆ごあいさつ	2
◆“けんしん”の概要	2
平成25年度上半期の現況	
◆財務諸表	3
◆自己資本比率	4
◆預金・貸出金	5
◆各種利益	6
◆金融再生法に基づく開示債権	7
◆有価証券の時価等情報	8
バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示	
◆自己資本に関する事項	9
◆金利リスクに関する事項	11
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づく地域密着型金融の取組について	13
融資を通じた地域貢献	
◆貸出先数・金額	15
◆住宅ローン・消費者系ローンの状況	15
◆地方自治体の制度融資の取扱状況	15
◆“けんしん”のローンの概要と実績	16
◆中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	17
地域サービスの充実	
◆店舗・ATM等の設置状況	18
◆店舗外ATMコーナーの状況	18
◆セブン・イレブン設置のATM	18
◆顧客の組織化とその活動状況	19
◆苦情相談窓口・紛争解決窓口の設置	19
文化的・社会的貢献に関する活動	
◆東日本大震災被災地に対する義援金活動	20
◆クリーンロード運動	20
◆献血活動	20
“けんしん”の内部管理態勢	
◆統合的リスク管理態勢	21
◆危機管理態勢	21
◆法令等遵守の態勢	22
・取引時確認に関するお願い	23
・金融商品に係る勧誘方針	23
・与信取引に関する説明態勢	23
トピックス	
◆振り込み詐欺対策について	24
◆キャッシュカード等に関連する犯罪対策について	25

# 平成25年度上半期の現況

## 資産・負債・損益の状況

### ■ 資産・負債及び純資産の状況

(単位:百万円)

科 目	平成25年9月期	科 目	平成25年9月期
現 金	932	預 金 積 金	118,765
預 け 金	33,060	借 用 金	9
有 価 証 券	21,130	そ の 他 負 債	475
貸 出 金	68,797	賞 与 引 当 金	51
そ の 他 資 産	847	退 職 給 付 引 当 金	331
有 形 固 定 資 産	2,874	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	132
無 形 固 定 資 産	6	そ の 他 の 引 当 金	13
繰 延 税 金 資 産	24	繰 延 税 金 負 債	—
債 務 保 証 見 返	163	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	328
貸 倒 引 当 金	△ 2,200	債 務 保 証	163
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,693	負 債 計	120,269
		純 資 産 の 部 合 計	5,366
		出 資 金	2,514
		資 本 剰 余 金	—
		利 益 剰 余 金	1,835
		土 地 再 評 価 差 額 金	746
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	270
合 計	125,636	合 計	125,636

### ■ 損益の状況

(単位:百万円)

科 目	平成25年9月期
経 常 収 益	1,702
資金運用収益	1,479
(うち貸出金利息)	1,024
役務取引等収益	32
その他業務収益	147
その他経常収益	43
経 常 費 用	1,409
資金調達費用	70
(うち預金利息)	70
役務取引等費用	218
その他業務費用	5
経 費	788
その他経常費用	327
経 常 利 益	293
特 別 利 益	—
特 別 損 失	0
税 引 前 中 間 純 利 益	293
法人税、住民税及び事業税	212
法 人 税 等 調 整 額	2
中 間 純 利 益	78

信用組合の決算は、3月期の年1回だけであり、中間決算は実施しておりません。9月期の仮決算の実施及び情報開示は法定事項ではありません。しかしながら、当組合では経営情報を如何なる場合でも積極的に開示することを経営方針としております。

従って、9月期の計数は当組合において任意で仮決算を行った結果の計数であります。

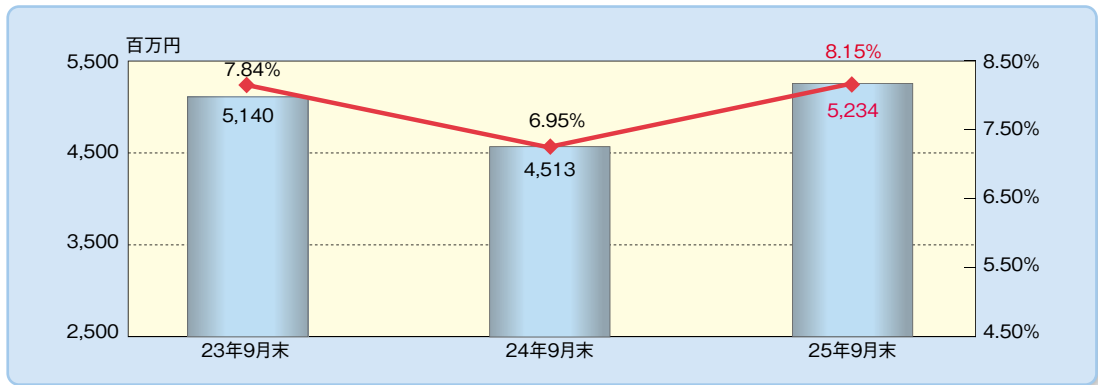
また、損益の状況に掲載している計数につきましては、一部の科目を除き4月から9月末までの半年間の計数となっております。

なお、本資料に掲載している計数につきましては、会計監査人の監査を受けておりません。



## 自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本額は、前年同期比で7億21百万円増加し、52億34百万円となりました。また、自己資本比率は自己資本額の増加により、前年同期比で1.2ポイント上昇し、8.15%となりました。



### 自己資本比率の見方

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産(リスクアセット)に対して、出資金や内部留保並びに引当金等の自己資本の占める割合を表しております。この比率が高いほど、自己資本が豊富にあり、経営基盤がしっかりしているといえます。国内のみで営業を行なう金融機関に対しては国内基準である4%という基準が定められています。

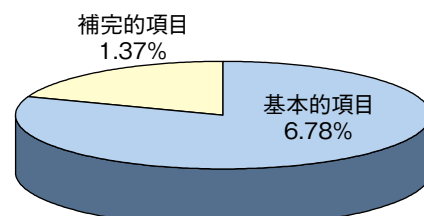
当組合の比率は8.15%と国内基準を上回っています。



### 自己資本・自己資本比率等の詳細

(単位:百万円)

項目	平成25年9月末	項目	平成25年9月末
基本的項目 (A) (A)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	4,350	リスク・アセット (L) (L)=(M)+(N)+(O)	64,149
出資金 (B)	2,514	資産 (M)	59,986
利益準備金 (C)	830	オフ・バランス (N)	94
諸積立金 (D)	657	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 (O)	4,068
繰越金(当期末残高) (E)	348	T i e r 1 比率 (P) (P)=(A)÷(L)×100	6.78%
その他有価証券の 評価差損 (F)	-	自己資本比率 (Q) (Q)=(K)÷(L)×100	8.15%
補完的項目 (G) (G)=(H)+(I)+(J)	884		
一般貸倒引当金 (H)	506		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の (I) 差額の45%相当額	483		
補完的項目不算入額 (J)	△105		
自己資本額 (K) (K)=(A)+(G)	5,234		

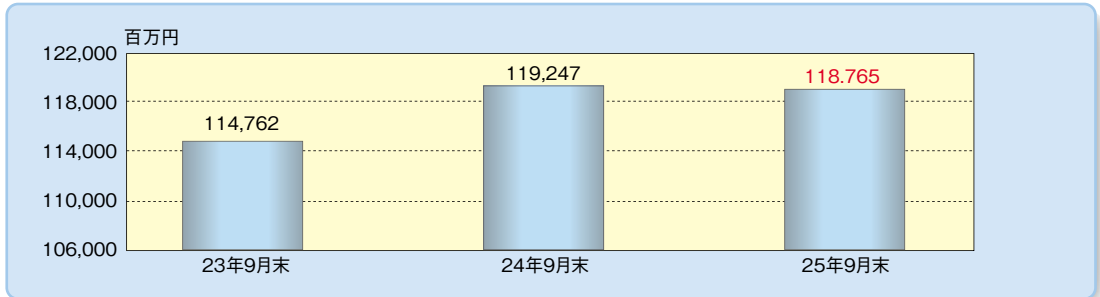




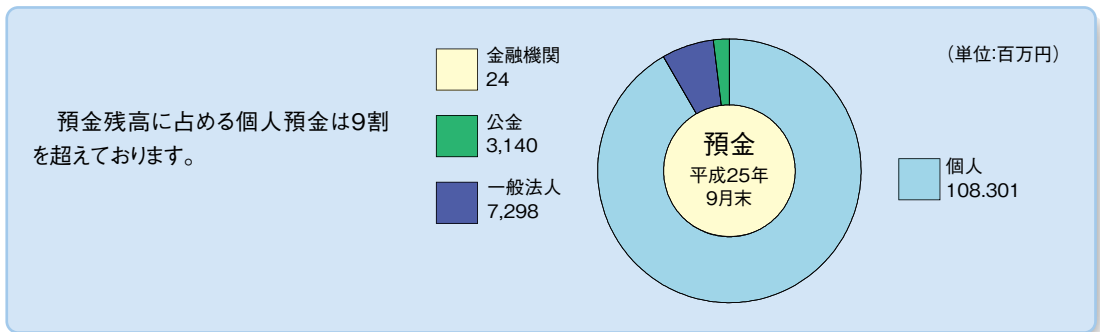
## 預金・貸出金の残高推移

### ■ 預金の残高推移

県内景気が低迷しているなかで、ほぼ前年同期並みの4億82百万円の減少となりました。

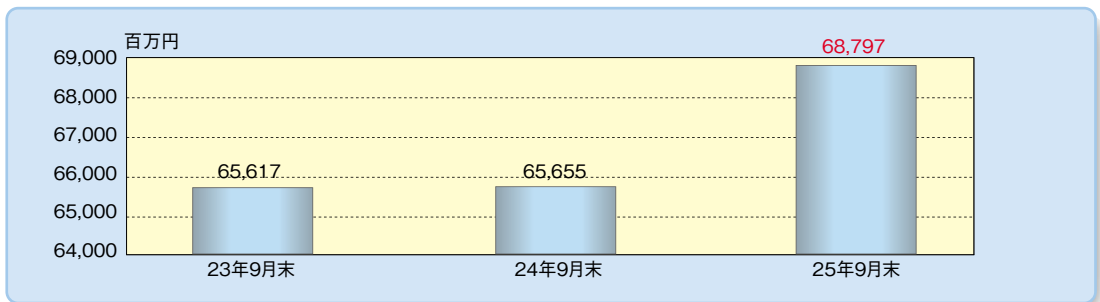


### ■ 預金者別預金残高

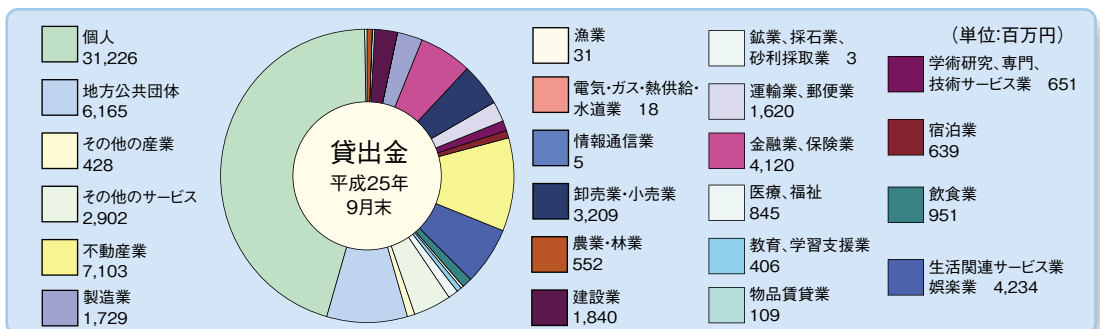


### ■ 貸出金の残高推移

地元経済の活性化に資するため、可能な限りの金融支援に取り組んでまいりました結果、前年同期比31億42百万円の増加となりました。



### ■ 貸出金業種別残高

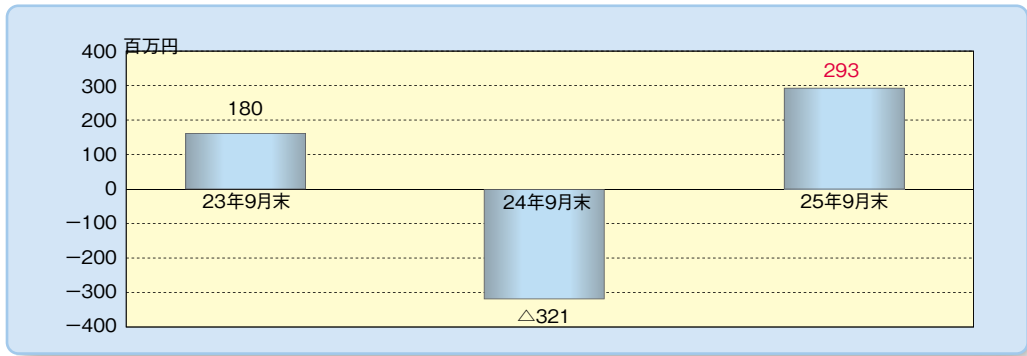




## 各種利益の推移

### ■ 経常利益の推移

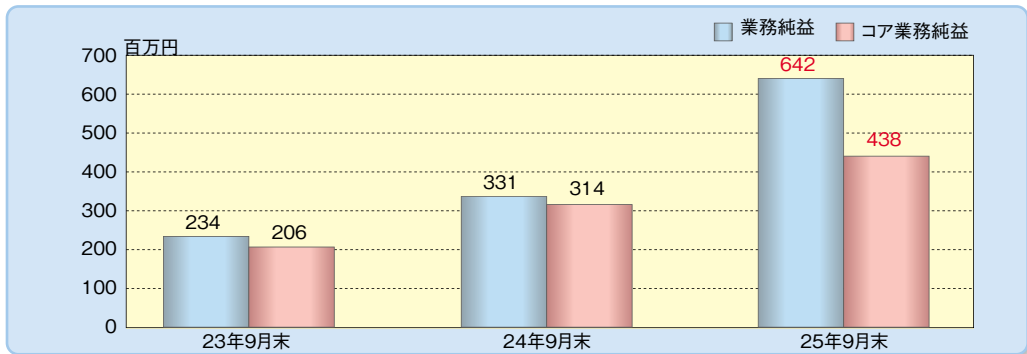
経常利益は、経常収益から経常費用を差し引いた利益で、毎年発生する通常の利益のことをいいます。



$$\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$$

### ■ 業務純益とコア業務純益の推移

業務純益は、金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。この指標は貸倒発生の際の償却能力を判断する基準となります。本業の収益は、前年に比べて大幅に増加しています。

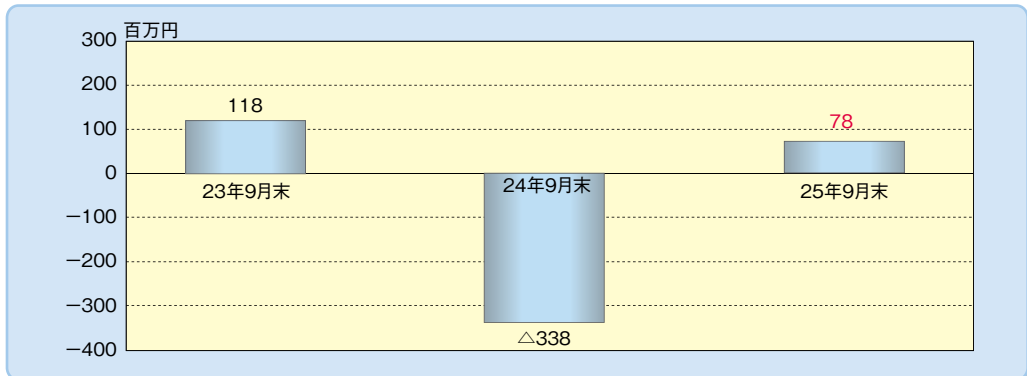


$$\text{業務純益} = \text{業務収益} - \text{業務費用} (\text{一般貸倒引当金純繰入額を含む})$$

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額} - \text{国債等債券の売却・償還に係る損益}$$

### ■ 中間純利益の推移

中間純利益は、経常利益にその年(中間期)に特別に発生した利益(特別利益)、損失(特別損失)と税金を加減した利益のことをいいます。



$$\text{中間純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} - \text{税金等}$$

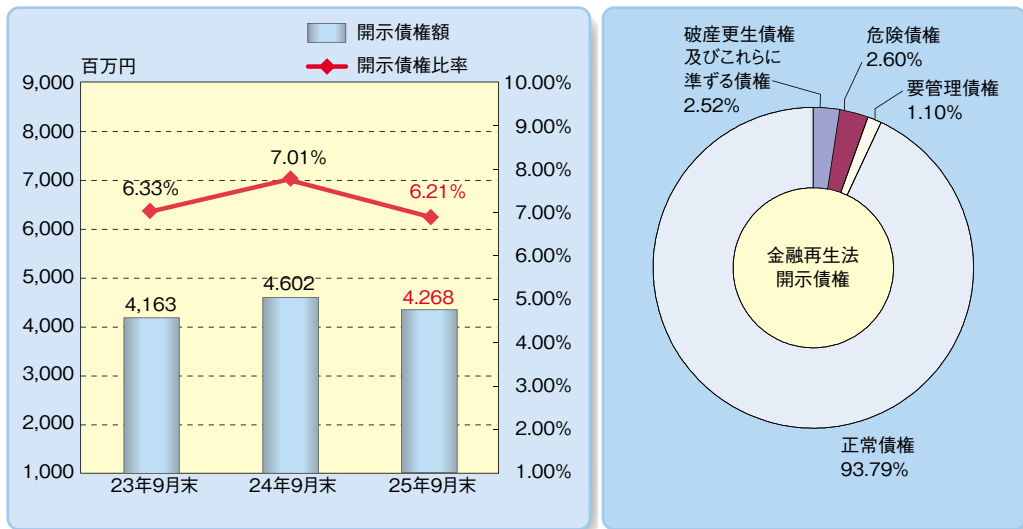


■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

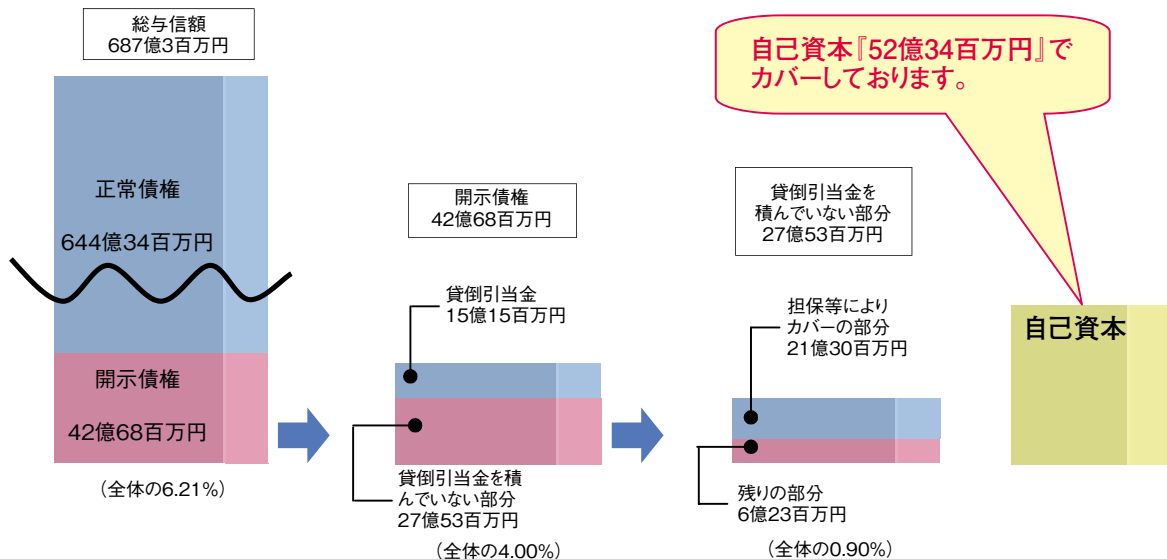
(単位:百万円)

区分	開示債権額 A	担保・保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率 D/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,729	1,213	515	1,729	100.00%
危険債権	1,784	598	916	1,514	84.86%
要管理債権	754	318	84	402	53.40%
開示債権合計	4,268	2,130	1,515	3,646	85.43%
正常債権	64,434				
総与信額	68,703				

■ 開示債権額・開示債権比率の推移



■ 平成25年9月末開示債権の状況







## 有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

項 目		平成 2 5 年 9 月 末 現 在		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
	計	—	—	—
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
	計	—	—	—
短 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
	計	—	—	—
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,100	1,105	5
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	300	299	△ 0
	計	1,400	1,404	4
そ の 他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	99	146	47
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	800	641	△ 158
	計	899	787	△ 111
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,199	1,252	53
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,100	940	△ 159
	計	2,299	2,192	△ 106

- (注) 1.時価は、25年9月末における市場価格等に基づいております。  
 2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。  
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【その他有価証券】

(単位:百万円)

項 目		平成 2 5 年 9 月 末 現 在		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2	1	1
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	96	97	△ 1
	計	99	98	0
債 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	10,993	10,810	182
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,257	1,294	△ 37
	計	12,250	12,104	145
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,325	3,281	43
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
	計	3,325	3,281	43
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,874	1,845	28
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	99	99	△ 0
	計	1,973	1,945	28
短 期 社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
	計	—	—	—
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5,794	5,684	110
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,157	1,194	△ 36
	計	6,951	6,878	73
そ の 他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,751	4,398	353
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,729	1,846	△ 116
	計	6,481	6,244	236
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	15,747	15,210	537
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,083	3,238	△ 154
	計	18,831	18,448	382

- (注) 1.貸借対照表計上額は、25年9月末における市場価格等に基づいております。  
 2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。  
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。



自己資本に関する事項

【自己資本調達手段の概要】

自己資本は、基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成25年9月末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当いたします。

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、当組合が置かれた環境を踏まえたうえで策定しております。

■ 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項 目	平成24年9月末	平成25年9月末
( 自 己 資 本 )		
出 資 金	2,363	2,514
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 準 備 金	—	—
利 益 準 備 金	800	830
特 別 積 立 金	657	657
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	△ 282	348
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
基 本 的 項 目 (A)	3,537	4,350
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	570	483
一 般 貸 倒 引 当 金	603	506
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ 198	△ 105
補 完 的 項 目 (B)	975	884
自 己 資 本 総 額 [(A)+(B)=(C)]	4,513	5,234
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト )		
資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目	60,752	59,986
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	137	94
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,020	4,068
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (D)	64,910	64,149
単 体 T i e r 1 比 率 (A) / (D)	5.45%	6.78%
単 体 自 己 資 本 比 率 (C) / (D)	6.95%	8.15%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(金融庁告示)による算式に基づき算出しております。

2. 繰越金には、配当金等の外部流出額を含んでおりません。

**【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要】**

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象が生起することから当組合に生じるリスク」と認識しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについては事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスクの基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しては、『基礎的手法』を採用することとし、体制を整備しております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、これらリスクについては常勤理事会において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会において報告する態勢を整備しております。

**■ 自己資本の充実度の状況**

(単位:百万円)

項 目	平成24年9月末		平成25年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
1.信用リスク・アセット、所要自己資本の合計額	60,889	2,435	60,080	2,403
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	60,889	2,435	60,080	2,403
① ソブリン向け	110	4	181	7
② 金融機関向け	9,164	366	10,763	430
③ 法人等向け	15,561	622	14,220	568
④ 中小企業・個人向け	10,821	432	11,512	460
⑤ 抵当権付住宅ローン	5,242	209	4,942	197
⑥ 不動産取得等事業向け	8,116	324	8,987	359
⑦ 3ヵ月以上延滞等	1,424	56	1,321	52
⑧ 出資等	4,946	197	3,067	122
⑨ 上記以外	5,501	220	5,084	203
(2)証券化エクスポージャー	—	—	—	—
2.オペレーショナル・リスク	4,020	160	4,068	162
3.単体総所要自己資本額(1.+2.)	64,910	2,596	64,149	2,565

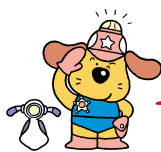
(注)1.所要自己資本の額は、「リスク・アセット×4%」で求めております。

2.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

3.オペレーショナル・リスクは、当組合は「基礎的手法」を採用しております。なお、算定方法は下記のとおりです。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \{ (2,226\text{百万円} + 2,145\text{百万円} + 2,138\text{百万円}) \times 15\% = 976\text{百万円} \}}{\div 8\%} \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \{3\text{年}\}$$

4.単体総所要自己資本額は、「単体自己資本比率の分母の額(リスク・アセット)×4%」であります。



自己資本関係の用語の説明を行います。

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡ(新自己資本比率規制)において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者のことです。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で発生する事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
Tier 1(基本的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の基本的項目であり、出資金、資本剰余金、利益準備金などから構成されています。
Tier 2(補完的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地再評価差額金の45%相当額などから構成されています。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額で算出されます。



## 金利リスクに関する事項

### 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などをALM(資産負債総合管理)システムにより定期的に計測を行い、担当部署で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っています。

### 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提は『アウトライヤー基準』によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：預金、貸出金、有価証券ともに「金利ラダー方式」
- ・コア預金：対象 ⇒ 流動性預金のうち、決済性預金を除く普通預金及び貯蓄預金  
算定方法 ⇒ 算定現在残高の50%相当額  
満期 ⇒ 5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産、負債：預金、貸出金、有価証券、預け金
- ・金利ショック幅：99%タイル値
- ・リスク計測の頻度：月次

(単位:百万円)

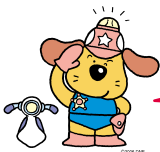
区 分	運 用 勘 定		区 分	調 達 勘 定	
	金利リスク量	金利リスク量		金利リスク量	金利リスク量
	平成24年9月末	平成25年9月末		平成24年9月末	平成25年9月末
貸 出 金	577	676	要求払性預金	△ 34	△ 0
預 け 金	79	17	定期性預金	△ 277	△ 90
有 価 証 券	124	249	そ の 他	—	—
コールローン等	—	—			
そ の 他	—	—			
運用勘定合計①	781	942	調達勘定計②	△ 312	△ 99
銀行勘定の金利リスク (①+②)	469	843			

(注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの(例えば、預金、貸出金、有価証券等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では99%タイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2.要求払性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がないことから、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当組合では普通預金等の額の50%相当額を平均2.5年としてリスク量を算定しています。

3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(843百万円)=運用勘定の金利リスク量(942万円)+調達勘定の金利リスク量(△99百万円)



金利リスク関係の用語の説明を行います。

用 語	解 説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、いずれか最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や、1%タイル値と99%タイル値といった算出方法があります。
パーセントタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセントタイル値は99パーセント目の値です。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本(Tier1とTier2の合計額)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行うことです。
BPV	Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

【国営霞波津の公園】



## 地域貢献編 DATA

“けんしん”と地域社会 .....	13
“けんしん”の地域経済への取組み .....	13
取引先への支援状況 .....	13
融資を通じた地域貢献 .....	15
地域サービスの充実 .....	18
文化的・社会的貢献に関する活動 .....	20



【男木島灯台】



地域社会  
貢献

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督 融を推進し、地域社会への貢献に取り組ん

### 当組合の地域経済活性化への取り組みについて

当組合は、香川県一円を営業地区として、地元の中  
小企業者や勤労者の皆さまが組合員となって、お互い  
に助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念  
として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元の皆さまからお預りした大切な資金（預金積  
金）は、厳正かつ公正な審査に基づき、中小企業者や  
個人の皆さまへ積極的にご融資し、お取引先及び地域

社会の健全な発展をお手伝いするとともに、地域社会  
の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強  
い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展  
に努めております。また、金融機能の提供に止まら  
ず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域  
社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

Relationship


**お客さま  
／組合員**

組合員数  
37,944人

個人：108,301百万円  
一般法人：7,298百万円  
金融機関：24百万円  
公金：3,140百万円

**預金積金：118,765百万円**

**出資金：2,514百万円**



けんしん  
香川県信用組合

役職員数：187人  
店舗数：18店舗

**《平成25年度の仮決算状況》**

業務純益：642百万円  
中間純利益：78百万円  
自己資本比率：8.15%

**地域社会への貢献**

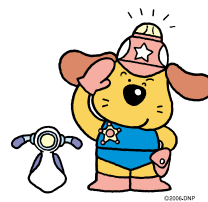
信用組合は、全国規模で営業を展開する都市銀行等と違い、営業活動地域を限定されています。したがって、地域の発展なくしては信用組合の発展は望めず、当組合では金融機関業務を通じて微力ではありますが地域の繁栄に奉仕することはもちろんのこと、地域への感謝を込めて多様な社会貢献活動にも配慮してまいります。

### 取引先への支援状況等

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援（平成25年4月～9月）

事業再生	当組合の事業再生委員会の機能強化、関係機関との連携強化により、企業価値が保たれているうちの早期再生と持続可能性ある事業再構築に取り組めます。	8先に対し経営改善策の提案を行いました。
創業・新事業支援	関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術及び新事業の展開を支援します。	3先に支援融資を行いました。
経営改善支援	コンサルティング機能、情報提供機能並びに相談機能強化を継続し、経営改善支援に積極的に関与します。	79先の経営改善支援に取り組めました。
事業承継	情報ネットワークの活用及び法務・財務・税務等の外部専門家との連携を強化し、積極的に事業承継を支援します。	

# 指針」に基づいて地域密着型金 でいます。



## 貸出金以外の運用：54,645百万円

預け金や有価証券等で運用しています。預け金は主に全国信用協同組合連合会への定期性預け金としており、有価証券は安全性を第一として債券を中心に運用しています。

預金積金に占める預け金等の割合：46.01%

貸出金：68,797百万円

すべての融資が円滑、厳正かつ公正に行われ、お客さま及び地域社会の健全な発展に資するよう心がけています。  
預金積金に占める割合：57.92%

支援・サービス

## お客さま ／組合員

うち組合員  
60,689百万円

うち組合員外  
8,107百万円

法人等  
31,405百万円

個人  
31,226百万円

地方公共団体  
6,165百万円

### 地域密着型金融への今後の取組

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの趣旨を踏まえ、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、中小・零細企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給の実現を促進してまいります。

### 地域密着型金融の具体的内容

「地域密着型金融の取組についての評価と今後の対応について」を受けて、改訂された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』および『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム』の成果等を踏まえ、今後、恒久的な枠組みの中で推進すべき地域密着型金融の具体的内容が以下のとおり明確に示されています。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

## (2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底（平成25年4月～9月）

担保・保証に過度に依存しない融資の徹底	定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先企業の事業価値を見極めて融資を行う態勢を強化します。	
中小企業に適した資金供給手法の徹底	財務諸表の精度が高い中小企業に対する融資の推進、けんしんビジネスローン及びビジネスサポートローンの推進を継続します。	ビジネスローン等を2件実行しました。

## (3) 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献（平成25年4月～9月）

地域の面的再生	産学官とビジョンを共有し、公民連携へ積極的に参画します。	
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	高齢者保有資産の有効活用、若い世代や高齢者への金融知識の普及、多重債務者問題解決の提案など金融サービスを提供します。	
地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け	地方公共団体等との取引に係るコストやリスクを適切に把握し、計画的な融資推進態勢を構築します。	

# 融資を通じた地域貢献

## 貸出先数・金額

(平成25年9月30日現在)

(単位：先、千円、%)

業 種	先 数	金 額			構 成 比
		設備資金	運転資金	金額合計	
製 造 業	118	808,149	921,026	1,729,176	2.51
農 業、林 業	41	517,424	34,611	552,036	0.80
漁 業	17	3,025	28,824	31,849	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	1	3,672	—	3,672	0.01
建 設 業	219	579,053	1,261,590	1,840,644	2.68
電気、ガス、熱供給、水道業	12	8,176	10,328	18,504	0.03
情 報 通 信 業	2	—	5,550	5,550	0.01
運 輸 業、郵 便 業	39	86,412	1,533,610	1,620,023	2.35
卸 売 業、小 売 業	258	1,765,084	1,444,749	3,209,834	4.67
金 融 業、保 険 業	18	5,215	4,115,076	4,120,292	5.99
不 動 産 業	99	5,751,769	1,351,794	7,103,563	10.33
物 品 賃 貸 業	5	91,914	18,027	109,941	0.16
学術研究、専門・技術サービス業	67	383,839	267,969	651,809	0.95
宿 泊 業	8	605,036	34,756	639,792	0.93
飲 食 業	209	532,032	419,842	951,874	1.38
生活関連サービス業、娯楽業	134	3,381,564	852,494	4,234,058	6.15
教 育、学 習 支 援 業	4	354,345	52,477	406,823	0.59
医 療、福 祉	7	708,139	137,391	845,530	1.23
そ の 他 の サ ー ビ ス	131	1,456,861	1,445,486	2,902,347	4.22
そ の 他 の 産 業	8	118,683	309,467	428,150	0.62
小 計	1,397	17,160,400	14,245,074	31,405,474	45.65
地 方 公 共 団 体	10	2,220,866	3,944,797	6,165,663	8.96
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—	—
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	7,921	24,175,305	7,051,096	31,226,401	45.39
合 計	9,328	43,556,572	25,240,968	68,797,540	100.00

## 住宅ローン・消費者系ローンの状況

(平成25年9月30日現在)

(単位：件、千円)

区 分	件 数	金 額	平成25年3月末からの増加件数・金額	
			件	千円
住 宅 ロ ー ン	1,554	17,392,820	△ 6	△ 44,657
消 費 者 系 ロ ー ン	10,813	7,136,880	△ 107	334,685

## 地方自治体の制度融資の取扱状況

(平成25年9月30日現在)

当組合は、香川県や高松市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成25年度(4月～9月末)は、**59件、228百万円**の取り組みを行いました。  
なお、制度融資の名称、概要、融資条件等は以下のとおりです。

制度の名称	制度の概要	融資条件等
新規創業融資制度	県内で新たに事業を始めるための設備・運転資金	県内で新たに事業を開始しようとする者(開始して1年未満のものを含む)
経営活性化支援融資	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金	県内で6ヵ月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者または組合
経営安定融資保証制度	経営の合理化と安定のための設備・運転資金	県内で6ヵ月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者または組合
経済変動対策融資	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者または組合で、売上が一定割合以上減少しており、経営の安定に支援が生じているもの
市町小口融資保証制度	設備資金または運転資金	県内で6ヵ月以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者であって、市町の定めるもの



当組合では、中小零細事業者や住民の皆さまの資金ニーズにお応えするため、次のようなローンの取扱いをしております。平成25年度（4月～9月末）は、**1,426件、7,216百万円**の取り組みを行いました。

事業者向けローン	内容	融資条件等
<b>一般のご融資</b>	事業に必要な設備・運転資金等	必要に応じて融資条件等を付させていただきます。
<b>けんしん ビジネスローン</b>	・固定金利型、証書貸付返済方式 ・原則として担保を要しない事業性資金 （代表者1名の連帯保証のみ必要）	・ご融資限度額5,000万円まで （詳しくは窓口へお問い合わせください。） ・ご融資期間最長5年以内 ・お客さまの財務内容によって、貸出金利を優遇させていただきます。（最低1.80%）
<b>けんしん ビジネスサポート</b>	・固定金利型、手形貸付及び証書貸付 ・原則として担保を要しない運転資金 ・連帯保証人 原則1名	・ご融資限度額500万円まで （詳しくは窓口へお問い合わせください。） ・ご融資期間 手形貸付：最長2年以内 証書貸付：最長7年以内
<b>商工会アシスト保証制度</b>	事業資金、開業資金	・保証会社と業務提携契約を締結した商工会（商工会議所）のあっせんが受けられる方 ・ご融資限度額500万円まで ・ご融資期間最長10年以内
<b>あんしんくん ビジネスローン</b>	・固定金利型、証書貸付 ・事業資金 ・個人事業主 ・必要書類は本人確認書類のみ	・ご融資金額最高300万円まで ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時満76歳未満
<b>けんしん クレートカード</b>	・固定金利型、当座貸越方式 ・極度額の範囲内で事業性資金を繰り返し利用可 ・法人の代表者、個人事業主等（保証人不要）	・ご融資金額最高500万円まで ・残高に応じて返済額が増減する残高スライド方式 ・借入申込時の年齢が満20歳以上70歳以下
個人向けローン	内容	融資条件等
<b>住宅ローン</b>	ご自宅の購入、新築、増改築、修繕等に必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高6,000万円まで ・ご融資期間最長35年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
<b>リフォームローン</b>	ご自宅（店舗を除く）の改築・改装に必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高500万円まで ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
<b>マイカーローン （ニューマイカーローン）</b>	自家用車購入、修理等（事業性資金は除く）に必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高500万円まで ・ご融資期間最長8年以内 ・借入申込時の年齢が満18歳以上65歳以下
<b>教育ローン （ニュースタディーローン）</b>	入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	・ご融資金額最高500万円まで ・ご融資期間最長10年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
<b>教育ローン （極度型奨学ローンチャンス）</b>	入学金・授業料等、在学中に係る費用をご融資するローン	・ご融資極度額最高500万円まで ・ご融資期間最長8年4ヵ月以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時年齢70歳以下
<b>フリーローン （チョイス）</b>	資金使途に関係なく（事業性資金・旧債返済金は除く）必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高300万円まで ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
<b>フリーローン （べんりくん）</b>	資金使途に関係なく（事業性資金・旧債返済金は除く）必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高300万円まで ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上75歳以下
<b>あんしんくん フリーローン</b>	資金使途に関係なく必要な資金をご融資するローン	・ご融資金額最高300万円まで ・ご融資期間最長7年以内 ・借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時満76歳未満
<b>カードローン</b>	極度額を設定し、その範囲内で資金使途に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利用できるローン	・ご融資金額最高300万円まで ・借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### ■中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地域の中小企業（個人事業主含む。以下、同じ。）の経営相談・経営指導及び経営改善に関するキメ細やかな支援に取組むことが、地域経済の発展に寄与するものと考えており、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の中小企業の皆さまの経営の安定化等に資するため、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様の支援を行うなど、中小企業の経営支援に全力で取組んでまいります。

### ■中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

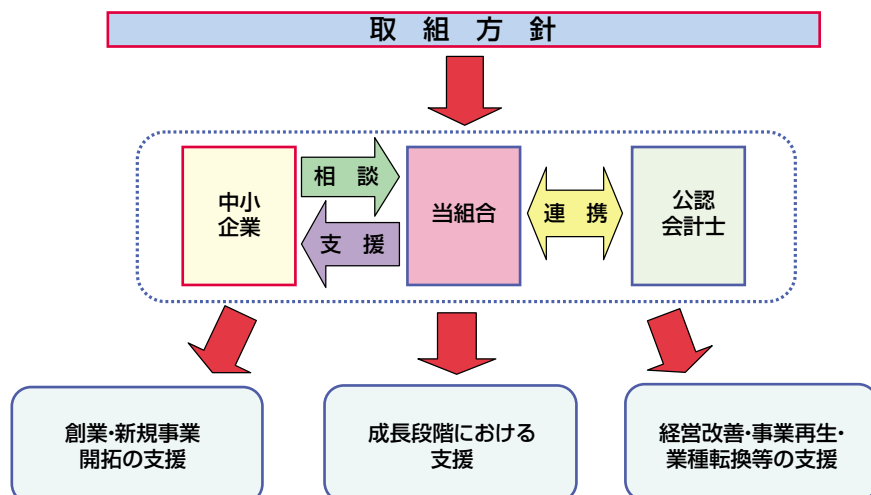
当組合は、本部内に「企業支援室」を設置し、地域の中小企業の皆さまの経営相談や経営指導等の支援を、営業店と一体となり取組むとともに、円滑な資金供給のための活動を推進しております。また、25年7月より、経営支援の実効性を高めるため、外部専門家との連携強化の一環として、公認会計士と顧問契約を締結し、高度かつ専門的な経営課題等に対処できる態勢の構築を目指しております。

### ■中小企業の経営支援に関する取組状況

項目	取組状況	25年度上期取組事例
創業・新規事業開拓の支援	地域における創業・新規事業開拓（以下「創業等」という。）の重要性を認識し、創業等に取組むお客さまに対する相談業務を強化するとともに、お客さまの知識や経験或いは設立の経緯等の定性情報をより重視した対応に努めております。	飲食業や美容業を起業される個人起業家や新分野に進出される中小企業に創業資金の融資協力を行うとともに、創業補助金申請に係る事業計画の策定支援等を行いました。
成長段階における支援	当組合では、医療・介護事業或いは環境ビジネス分野を成長分野として捉え、日常継続的な訪問活動を通じて資金ニーズの把握に努めております。	医療・介護事業資金として、5先に442百万円の融資協力を行いました。また、太陽光発電システム設置資金として、5先に57百万円の融資協力を行いました。
経営改善・事業再生・業種転換等の支援	地域の中小企業の皆さまを支援していくうえで、職員の目利能力の向上は必要不可欠であり、各種研修会や通信教育受講等により、人材の育成に積極的に取組んでいるほか、本部・営業店が一体となり、経営改善計画書の策定支援に努めております。	

### ■地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化は、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えており、具体的取組事例として、25年度上期においては、各地方公共団体のほか、土地改良区や土地開発公社への融資協力を通じて、地域の活性化支援に取組みました。



# 地域サービスの充実

## 店舗・ATM等の設置状況

(平成25年9月30日現在)

店名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置数	休日稼働
本部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3312	—	—
本店営業部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3314	2台	土 日 祝
栗林支店	761-8061	高松市室町1907-6	087-866-6611	1台	—
新橋支店	760-0067	高松市松福町1丁目3-1	087-851-3866	1台	—
西通町支店	760-0020	高松市錦町2丁目6-10	087-851-9662	1台	—
屋島支店	761-0113	高松市屋島西町1968-13	087-841-4471	2台	土 日 祝
仏生山支店	761-8078	高松市仏生山町甲42-6	087-889-0315	1台	—
円座支店	761-8044	高松市円座町1057-3	087-885-2131	1台	—
川東支店	761-1706	高松市香川町川東上1732	087-879-3201	1台	—
長尾支店	769-2301	さぬき市長尾東868-6	0879-52-2122	1台	—
中央支店	760-0079	高松市松縄町36-1	087-866-3010	2台	土 日 祝
三本松支店	769-2601	東かがわ市三本松1713-3	0879-25-2367	1台	—
坂出支店	762-0045	坂出市元町4丁目5-20	0877-46-0101	1台	—
丸亀支店	763-0024	丸亀市塩飽町7-2	0877-22-3391	1台	—
琴平支店	766-0003	仲多度郡琴平町五条726-3	0877-73-4411	1台	—
観音寺支店	768-0072	観音寺市栄町1丁目4-13	0875-25-1717	1台	—
高瀬支店	767-0011	三豊市高瀬町下勝間2357-4	0875-72-5539	1台	—
土庄支店	761-4121	小豆郡土庄町洲崎甲1447-10	0879-62-1353	2台	土 日 祝
志度支店	769-2101	さぬき市志度739-10	087-894-2605	1台	—

店舗設置のATM稼働時間帯は、平日8:45～18:00、土曜・日曜・祝日は9:00～17:00です。  
(土曜・日曜・祝日に稼働しているATMは、本店営業部、屋島支店、中央支店、土庄支店及び内海出張所です。)

## 店舗外ATMの設置状況

(平成25年9月30日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
内海出張所	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	1台	土 日 祝

## 店舗外共同ATMの設置状況

(平成25年9月30日現在)

設置場所	平日稼働時間帯	土曜稼働時間帯	日曜・祝日稼働時間帯	設置台数	休日稼働
香川県庁共同出張所	9:00～17:00	—	—	1台	—
高松天満屋共同出張所	10:00～19:30	10:00～17:00	10:00～17:00	1台	土 日 祝
さぬき市長尾支所共同出張所	9:00～17:00	—	—	1台	—

## セブン-イレブン設置のATM

(平成25年9月30日現在)

全国のセブン-イレブン設置のATMで、24時間365日、お取引が可能です。時間内のお引き出し・お預け入れについては、手数料を無料とさせていただきます。(手数料無料の時間 平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00)  
なお、組合員の皆さまが、同ATMから時間外にお引き出し等をされた場合や他金融機関のATMにより、お引出し等をされた場合は、手数料を一旦口座から引き落としさせていただきますが、「月5回」までの手数料が翌月に口座へ返戻されるサービスを行っております。

## 顧客の組織化とその活動状況

当組合の『けんしん年金友の会』は、当組合で年金を受給している方の親睦を図るため平成11年に設立され、会員数は現在5,822名となっております。会員の方にお誕生日のプレゼント、温泉のご優待割引共通券の配布等を行っています。

### 《お誕生日のプレゼント》

会員の方のお誕生日にプレゼントを持参してお祝いさせていただいております。プレゼントの品は毎年10月1日から変更してお配りしております。

### 《温泉の優待割引共通券の配布》

県内温泉施設利用の際の共通割引券（平成25年度は県内25箇所）を配布しております。

## 苦情相談窓口の設置

当組合では、お客さまからのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に『コンプライアンス担当者』を配置するとともに、本店に苦情等相談窓口を設けております。

また、信用組合業界におきましても、『しんくみ相談所』を設置し、信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望に対応しておりますので、ご遠慮なくお申しつけください。

当 組 合	
☆名 称	苦情相談窓口（本店：法務監査部） （各営業店は店舗案内参照）
☆電話番号	087-833-3322
☆E-mail	kenshin3@ninus.ocn.ne.jp
☆受付時間	午前9時～午後5時 （土・日・祝日及び当組合の休業日を除く）

信 用 組 合 業 界	
☆名 称	（一社）全国信用組合中央協会 “しんくみ相談所”
☆電話番号	03-3567-2456
☆受付時間	午前9時～午後5時 （土・日・祝日及び協会の休業日を除く）

### 苦情相談処理状況（平成25年度上期）

当組合では、苦情相談処理状況をディスクロージャー誌で公表するとともに、組合内で全役職員が苦情相談発生状況を分析し、情報を共有して再発防止に努めております。

	事務ミス	説明不足	対応の不適切	その他	合 計
預 金 関 係	1	1	1	0	3
融 資 関 係	0	0	2	0	2
そ の 他	0	1	1	0	2
合 計	1	2	4	0	7

★お客さまからのお申し出内容によって分類しております。

## 紛争解決窓口の設置

苦情等のお申出は当組合のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、『当組合苦情相談窓口』または『しんくみ相談所』へお申出ください。なお、お客さまが、直接、仲裁センター等へお申出することも可能です。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を勧める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

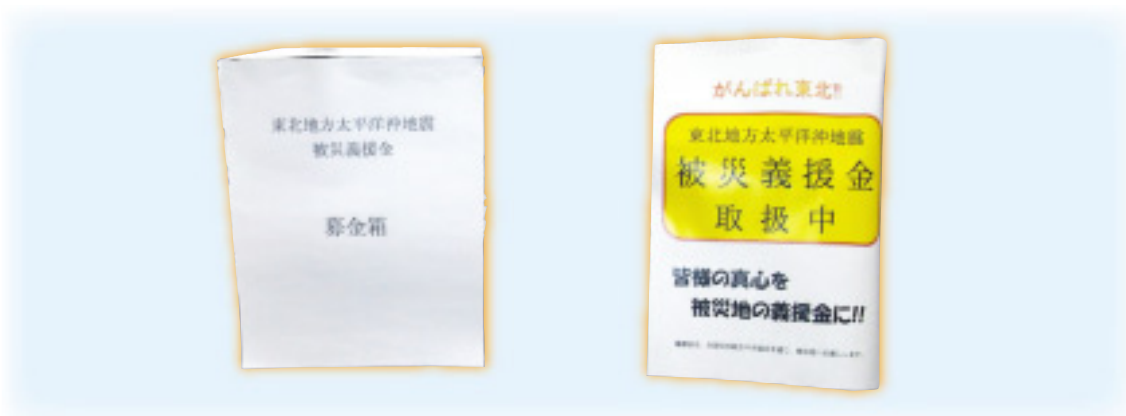
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除：祝日、年末年始）		
	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

## 文化的・社会的貢献に関する活動

### ◆ 東日本大震災被災地に対する義援金活動

当組合は、東日本大震災により被害に遭われた皆さま方の復興を支援するため、平成23年3月14日から振込手数料を無料とし、義援金振込の受付を行っております。

また、平成23年3月22日から全店に義援金箱を設置し、組合員の皆さま方に協力を呼びかけるとともに、職員にも義援金を呼びかけております。



### ◆ クリーンロード運動

けんしん創立40周年を機に、毎月第3火曜日をクリーンロードの日として、全役職員が各店舗の周辺を中心に、街の清掃奉仕運動を行っております。



### ◆ 献血活動

当組合は、創立30周年となる昭和57年から現在に至るまで、献血活動に取り組んでおります。この活動が評価され、平成14年7月31日高松市の社会福祉総合センターで開催された「香川県献血運動推進大会」において銀色有功賞を受賞、平成17年2月15日には「香川県血液対策推進協議会」から、献血優良団体として表彰されました。



# “けんしん”の内部管理態勢

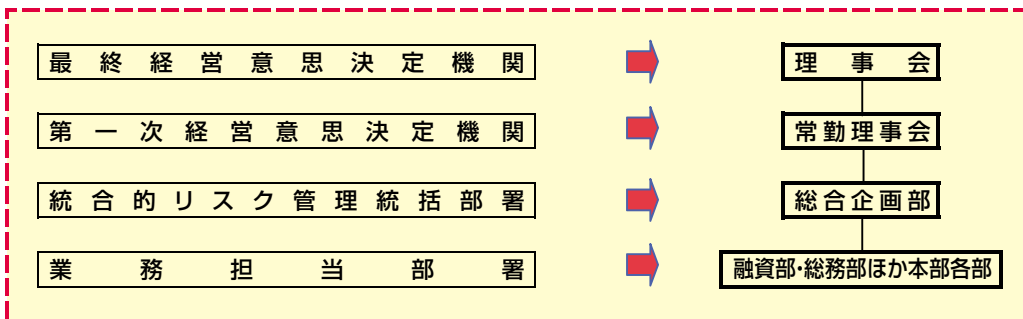
## 統一的リスク管理態勢(多様化・複雑化するリスクに備えて)

金融機関は、お客さまからお預りした資金を企業や個人の方に対して提供し、また、流動性の確保のための有価証券投資を行う等により、資金を循環させるという基本機能を果たしています。  
 しかしながら、貸付や有価証券投資には、融資したお金が戻ってこないという信用リスクや、投資した有価証券の価格が下がってしまうといった市場リスク等の諸リスクが伴っており、こうしたリスクを経営体力の範囲内に収める管理態勢の構築が、経営の健全性に対するお客さまの信頼につながるものと考えております。

### 統一的リスク管理の基本方針

自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより適切なリスクコントロールを行ってまいります。

### 統一的リスク管理の組織態勢



### 管理対象のリスク

各種リスク管理の状況		
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では個社別・グループ別・大口与信先別・特定業種別等にそれぞれ与信限度額を設定のうえ、与信集中リスクの是正に努めるとともに、リスクの計量化により与信ポートフォリオから発生する予想損失額を定期的に把握することで、過大なリスクテイクを回避し、資産の健全性の維持に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、組合が保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクであり、当組合では、平成20年度に経験した世界的な金融危機を踏まえ、自己資本の範囲内でリスクの上限額を設定し、資産・負債全体の市場リスク量が当該上限額を超過しないよう、厳正なモニタリングを実施するなどリスク量の適切なコントロールに努めております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び予期せぬ資金の流失等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことであり、当組合では、日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応できるよう、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性水準の維持・管理に努めております。	
オペレーショナルリスク	事務リスク	事務リスクとは、役員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では、正確かつ迅速な事務処理が信用の原点であるとの認識の下、コンプライアンスの徹底を図り、役員員の事務リスクに対する意識の高揚と事務の正確性の確保に努めるとともに、各業務担当部署が実施する臨店事務指導や事務ミス発生状況の実態把握を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合は、信用組合共同センターに加盟していますが、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理態勢の整備、セキュリティシステムの構築などその態勢整備に取組んでおります。
	その他リスク	その他リスクとは、オペレーショナルリスクのうち事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことで、法務リスク・風評リスク・人的リスクなどをいいます。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、これらのリスクを適切に管理しております。

## 危機管理態勢

当組合は、社会的責任と公共的使命を担っている金融機関として、危機管理を経営の最重要課題と位置づけ、非常事態発生の場合には、第一にお客さまと職員の生命を守ることにし、次いで業務態勢を確保することにより広くお客さまの期待に応えることを基本方針に定め、当組合に想定されるリスクのうち、特に業務の継続に関して多大な影響があり、且つ緊急の対応を要する危機が発生した場合は、速やかに弾力的、有効適切な対応が図れるよう、その態勢整備に取組んでおります。



## 法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

### 基本方針

信用組合の社会的責任と公共的使命は、経営の自己責任原則に基づく健全経営に徹し、地域社会の中小企業や個人の皆さまに正確・迅速な質の高い金融サービスを提供し、地域社会の安定的な発展・繁栄に貢献することにあります。

“けんしん”では、その社会的責任と公共的使命を達成させるべく、役職員の指針として「基本方針」と「倫理規程」を制定しています。このコンプライアンス・マインドを醸成するため、コンプライアンス・プログラムに基づいて各種規程を作成し、研修・勉強会を開催してその浸透を図ることにより、社会規範に反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行しております。

次の表は信用組合の法令遵守項目の主要なものです。当組合は関係法令等を遵守した経営を行っております。

(平成25年9月30日現在)

項目	基準法令	基準	当組合の状況
自己資本比率	協金法	4%以上	8.15%
員外預金比率	中企法	20%以内	15.58%
員外貸出金比率	中企法	20%以内	11.78%
大口信用供与	協金法	単体=単体自己資本額の25%	全て限度内
		合算=単体自己資本額の40%	全て限度内

### コンプライアンス態勢

当組合におけるコンプライアンスは、法務監査部が統括しており、コンプライアンスに関係する事項の一元的な管理を行っております。また、各店舗にはコンプライアンスを実践・浸透させるためにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスチェックリストによるコンプライアンス状況のチェックやコンプライアンスの勉強会の実施を行うなど、コンプライアンスの浸透に努めております。

### 内部通報制度について

当組合では、平成18年4月施行の公益通報者保護法に対応するため、内部通報受付・相談窓口を設置しております。また、内部通報者を保護するために『内部通報者保護規程』を制定し、自浄作用(不正行為の早期発見と是正)によってコンプライアンス態勢を強化しております。

### 取引等の適切性確保への取組み(優越的地位の濫用防止)について

お客さまのお取引の信頼性を確保するために、独占禁止法上の不公正取引となる『優越的地位の濫用』と誤認されないよう、また、『適合性の原則』に沿った適切な金融取引、金融商品等の販売に努めております。当組合からお勧めした金融商品等のご契約が、今後のご融資等に影響しないことを前提に、お客さまの意思でご契約いただけるよう、コンプライアンス態勢の維持・向上に努めております。

### 顧客保護等管理態勢への取組みについて

当組合では、法務監査部が顧客保護等管理に関して統括しており、管理態勢の強化を図っております。さらに、苦情・相談窓口を法務監査部内に置き、お客さまからの苦情・相談の受付態勢を整備するとともに、事案の解決、苦情等の収集、内容の分析を通じて改善諸施策への反映などを実施できる態勢としております。



## 取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座の開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により取引時確認を行っております。

### ■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

■の欄は平成19年1月から本人確認が追加された取引であります。

取引内容		取引金額		
		10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
口座開設、保護預りなどの取引開始		◎	◎	◎
預金口座への現金入金		不 要	不 要	◎
預金口座からの現金払出				
窓 口 振 込	現 金	不 要	◎	◎
A T M で の 振 込	現 金	不 要	取扱できません	取扱できません
	当組合カード	不 要	◎	取扱できません
各 種 料 金 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
小 切 手 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
配 当 金 の 支 払	現 金	不 要	◎	◎
自 己 宛 小 切 手 の 振 出	現 金	不 要	◎	◎

(注)◎⇒カード口座の本人確認状況によってはお取扱できない場合がありますので、ご注意ください。



## 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- 6.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。



## 与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客さまの知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢等に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。



## 振り込め詐欺(恐喝)対策は万全ですか？

### 振り込め詐欺の種類

#### ①オレオレ詐欺(恐喝)

犯人は様々な名目で振込みを要求してきます。また、不審に思われないようにするため、「風邪で声が出ない。」「携帯電話の番号が変わった。」などといった電話をあらかじめかけてくる場合もあります。

#### ②架空請求詐欺(恐喝)

「自宅や勤務先に取り立てに行く。」「裁判になる。」「ブラック・リストに載る。」などと言って振込みを要求してきます。振込みのほかに「電信為替」、「現金書留」での送金を要求する手口も見られます。

#### ③融資保証金詐欺

正規の貸金業者の名前を騙ったダイレクトメール等で勧誘し、保証金等の振込みを要求してきます。

#### ④還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所等を騙り、税金の還付金等に必要の手続を装ってATMを操作させて口座間送金により現金を騙し取る手口です。

### 振り込め詐欺対策のポイント

#### オレオレ詐欺(恐喝)対策

- すぐに振り込まない。一人で振り込まない。
- 相手より先に自分や家族の名前を言わない。
- 相手に名乗らせて、本人かどうかを確認する。
- 本人や家族に事実を確認する。
- 身近な人、最寄の交番・警察署、金融機関等に相談する。

#### 架空請求詐欺(恐喝)対策

- 利用した覚えがなければ絶対に振り込まない。
- 自分から相手に連絡しない。
- 相手に自分の氏名、住所、電話番号を教えない。
- 見覚えのない送信元からのメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

#### 融資保証金詐欺対策

- 融資を勧める電話やハガキに注意して、安易に応じない。
- ヤミ金業者等のうまい話に簡単に乗らない。
- 絶対に現金の振込はせず、相手に自ら電話をしない。

#### 還付金等詐欺対策

- あらかじめATMによる1日あたりの利用限度額を引き下げておく。
- 税務署等が還付金の受取のためにATMの操作を求めることはないので、税務署等関係者に確認する。

# キャッシュカード等に関連する犯罪対策は



## ご存知ですか？

### “けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード対策」

お客さま自身のキャッシュカード・通帳の厳重な管理も、偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳による被害対策として重要なポイントとなりますので、以下の点に十分ご注意ください。

- ①暗証番号は、他人から推測されにくい番号をご使用ください。特に生年月日、電話番号、車のナンバー、自宅の番地等を使った暗証番号は、たとえ組み替えたとしても簡単に第三者に推測されてしまいます。キャッシュカードの不正利用における被害において最も多いケースです。
- ②偽造・盗難被害防止のために、通帳・キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ③絶対に車の中には放置せず、常に携帯してください。
- ④飲食店などで壁や椅子に掛けた上着やカバンから通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑤電車の中や駅のホーム、街中で、スリに通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑥お通帳やご利用の明細書は頻繁にチェックし、内容をご確認ください。



生年月日

電話番号

車のナンバー

自宅の番地等

あなたの  
暗証番号は  
大丈夫ですか？



万一、通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・悪用に気付いた場合には、  
最寄の当組合本支店までご連絡ください。

→本支店の連絡先は18ページをご覧ください。

## ★当組合休業日・営業時間外のご連絡先

# 047-498-0151

《信組情報サービス(株) 自動機集中監視センター》

# 十分ですか？

## 当組合におけるセキュリティ対策

### ① 暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単にお手続きできます。

キャッシュカードの暗証番号は、定期的に変更することをお勧めします。

**こんな暗証番号が危ない！！**

『生年月日』『電話番号』『車のナンバー』『自宅の番地』等

キャッシュカードの偽造・盗難などによる不正使用被害で、  
最も多いのがこのケースです。

「類推されやすい暗証番号」をお使いの場合には、速やかに変更されるようお勧めします。

### ② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」を採用しています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼付し、操作内容が覗き見されないよう、ガードしています。

### ③ お客さまごとに1日の取引限度額の設定が行なえます。

お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄の当組合本支店へお問い合わせください。

### ④ ICキャッシュカードの導入

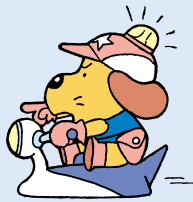
磁気ストライプカードに比べて偽造が困難なICカードを発行しております。ICキャッシュカードへの変更は当組合本支店で承っておりますので、お問い合わせください。

### ⑤ 盗難・偽造キャッシュカード、盗難通帳等被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行なう制度を導入しております。もし被害に遭われたら、当組合本支店へお問い合わせください。



〒760-0050 香川県高松市亀井町9番地10  
TEL:087-833-3311 FAX:087-834-2646  
ホームページ <http://www.kagawaken.shinkumi.jp/>



©2006.DNP